

【概要】

- 4月1日の独立行政法人自動車技術総合機構の設立に合わせ、審査事務規程については新たに制定するかたちとなります。
- 自動車機構の審査事務規程は、検査法人審査事務規程（最終改正 H28. 3. 25）及び交通研審査事務規程（最終改正 H28. 2. 4）の規定内容を踏襲したものです。（シンプルに結合させたイメージです）
- 今回のタイミングで変更する箇所は、組織変更等に伴う形式的な変更及び認証時手数料の自己収入化に伴う変更のみであり、審査方法に関する変更は一切ありません。

詳細につきましては変遷3段表をご参照ください。

(参考資料) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の変遷 3 段表

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)																		
<p>目次 第 1 章 (略) <u>第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法</u> <u>第 3 章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法</u> 第 4 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 1 章 総則 1-1 目的 この<u>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</u>は、自動車、<u>共通構造部及び自動車の装置</u>が保安基準に適合するかどうかの審査事務の実施に関する規定を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。</p> <p>1-2 適用 <u>独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号</u>に基づく自動車、<u>共通構造部及び自動車の装置</u>の審査及び<u>これに附帯する業務</u>については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この<u>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</u>の定めるところによる。 なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。</p> <p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="174 1249 779 1409"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">き</td> <td style="text-align: center;">規程</td> <td><u>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程(平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)			き	規程	<u>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程(平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</u> をいう。	(略)			<p>目次 第 1 章 (略) <u>第 2 章 (欠番)</u> <u>第 3 章 (欠番)</u> 第 4 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 1 章 総則 1-1 目的 この<u>自動車検査独立行政法人審査事務規程</u>は、自動車 が保安基準に適合するかどうかの審査事務の実施に関する規定を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。</p> <p>1-2 適用 <u>自動車検査独立行政法人法第 12 条</u>に基づく自動車の審査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この<u>自動車検査独立行政法人審査事務規程</u>の定めるところによる。</p> <p>なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。</p> <p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="828 1249 1433 1409"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">き</td> <td style="text-align: center;">規程</td> <td><u>自動車検査独立行政法人審査事務規程(平成 14 年 7 月 1 日検査法人規程第 11 号)</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)			き	規程	<u>自動車検査独立行政法人審査事務規程(平成 14 年 7 月 1 日検査法人規程第 11 号)</u> をいう。	(略)			<p>---</p> <p>(目的) 第 1 条 この審査事務規程は、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）が行う自動車及び自動車の装置（以下「自動車等」という。）に係る審査（<u>独立行政法人交通安全環境研究所法(平成 11 年法律第 207 号)第 12 条第 4 号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。以下同じ。</u>）の実施方法に関する事項等を定めることにより、審査事務の適正、かつ、能率的な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第 2 条 この審査事務規程における用語の定義は、<u>道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)</u>、<u>道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。)</u>、<u>道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)</u>に定めるところによる。</p>
(略)																				
き	規程	<u>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程(平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</u> をいう。																		
(略)																				
(略)																				
き	規程	<u>自動車検査独立行政法人審査事務規程(平成 14 年 7 月 1 日検査法人規程第 11 号)</u> をいう。																		
(略)																				

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
	共通構造部	法第 75 条の 2 第 1 項に規定する共通構造部をいう。		(新設)				
	共通構造部型式指定規則	共通構造部型式指定規則(平成 28 年国土交通省令第 15 号)をいう。		(新設)				
(略)			(略)					
こ	(削除)	(削除)	こ	交通安全環境研究所審査事務規程	独立行政法人交通安全環境研究所法(平成 11 年法律第 207 号)第 13 条第 1 項に基づき、独立行政法人交通安全環境研究所において定めた審査事務の実施に関する規程をいう。			
(略)			(略)					
し	自動車型式指定規則	自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)をいう。	し	(新設)				
		(略)		(略)				
	自動車機構	独立行政法人自動車技術総合機構をいう。		(新設)				
		(略)		(略)				
	自動車検査票 1	様式 7 によるものをいう。		自動車検査票 1	様式 8 によるものをいう。			
	自動車検査票 2	様式 8 によるものをいう。		自動車検査票 2	様式 9 によるものをいう。			
		(略)		(略)				
	事務所等	地方検査部及び地方事務所をいう。		事務所等	検査部及び事務所をいう。			
		(略)		(略)				
	審査結果通知書 1	様式 9 によるものをいう。		審査結果通知書 1	様式 10 によるものをいう。			
	審査結果通知書 2	様式 10 によるものをいう。		審査結果通知書 2	様式 11 によるものをいう。			
(略)			(略)					
そ	装置型式指定規則	装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)をいう。	そ	(新設)				
		(略)		(略)				
	装置型式指定通知	装置型式指定規則第 9 条の装置型式指定通知書又は既指定装		(新設)				

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
	書等	<u>置型式指定通知書をいう。</u>						
(略)			(略)			(略)		
ち	<u>長距離耐久告示</u>	<u>自動車型式指定規則第 3 条第 1 項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面 (昭和 58 年運輸省告示第 331 号) をいう。</u>	ち	<u>(新設)</u>				
(略)			(略)			(略)		
て	<u>手数料規則</u>	<u>道路運送車両法関係手数料規則 (平成 28 年国土交通省令第 17 号) をいう。</u>	て	<u>(新設)</u>				
	<u>手数料告示</u>	<u>道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示 (平成 28 年国土交通省告示第 618 号) をいう。</u>		<u>(新設)</u>				
(略)			(略)			(略)		
ね	<u>燃費算定等に関する省令</u>	<u>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令 (昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号) をいう。</u>	ね	<u>(新設)</u>				
(略)			(略)			(略)		
ひ	備考欄記入事項連絡票	様式 <u>11</u> によるものをいう。	ひ	備考欄記入事項連絡票	様式 <u>12</u> によるものをいう。			
(略)			(略)			(略)		
1-4~1-5 (略)			1-4~1-5 (略)			1-4~1-5 (略)		
1-6 国との業務協力			1-6 国との業務協力			1-6 国との業務協力		
自動車、 <u>共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務</u> に関して、国と協力し、業務の厳正、公正かつ能率的な実施を図るものとする。			自動車 <u>の検査</u> に関して、国と協力し、業務の厳正、公正かつ能率的な実施を図るものとする。					

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法</p> <p>2-1 審査の開始</p> <p>審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。</p> <p>2-2 審査の実施方法</p> <p>(1) 法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる法令等に基づき、<u>自動車、共通構造部及び自動車の装置</u> (以下第 2 章において「自動車等」という。) の審査を実施するものとする。</p> <p>① <u>自動車型式指定規則</u></p> <p>② <u>共通構造部型式指定規則</u></p> <p>③ <u>装置型式指定規則</u></p> <p>④ <u>燃費算定等に関する省令</u></p> <p>⑤ 細目告示</p> <p>⑥ 適用関係告示</p> <p>⑦ <u>燃費算定等に関する告示</u></p> <p>⑧ 長距離耐久告示</p> <p>⑨ <u>技術基準通達</u></p> <p>⑩ <u>審査基準通達</u></p>	<p>第 2 章 (欠番)</p>	<p>(審査の開始)</p> <p>第 3 条 研究所の審査は、原則として、国土交通大臣から申請書等を受領した旨連絡があり、かつ、申請者等から審査に係る書面の提出があったときに開始するものとする。</p> <p>(審査の実施方法)</p> <p>第 4 条 研究所は、法、施行規則及び保安基準によるほか、次に掲げる規程に基づき自動車等の審査を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>自動車型式指定規則 (昭和 26 年運輸省令第 85 号。以下「型式指定規則」という。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>装置型式指定規則 (平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「装置指定規則」という。)</u></p> <p>(3) <u>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令 (昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号)</u></p> <p>(4) <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)</u></p> <p>(5) <u>道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 (平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下「適用関係告示」という。)</u></p> <p>(6) <u>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法 (平成 19 年国土交通省告示第 865 号)</u></p> <p>(7) <u>自動車型式指定規則第 3 条第 1 項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面 (昭和 58 年運輸省告示第 331 号。以下「長距離耐久告示」という。)</u></p> <p>(8) <u>道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達) (昭和 58 年 10 月 1 日付け自車第 899 号)</u></p> <p>(9) <u>新型自動車の審査基準について (昭和 47 年 9 月 30 日付け自車第 626 号、交審第 531 号。以下「審査基準」という。)</u></p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p><u>⑪ 自動車型式認証実施要領</u></p> <p><u>⑫ 装置型式指定実施要領</u></p> <p><u>⑬ 輸入自動車特別取扱制度</u></p> <p><u>⑭ 大臣認定要領</u></p> <p><u>⑮ その他自動車等の審査に係る通達</u></p> <p><u>(2)</u> 審査は、申請者等から提出された審査に係る書面及び申請者等から提示された自動車等について行う。</p> <p><u>(3)</u> 自動車型式認証実施要領附則 4 第 2 の審査事務規程に定める添付書面とは、別表 1「添付書面一覧」の書面とする。</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u> の規定に定める書面のほか、審査に関し必要があると認めるときは、申請者等に対し、必要な書面の提出を求めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 提示された自動車の試験については、別添 1「試験規程」に基づき実施するものとする。</p> <p>2-3 自動車等の選定</p> <p><u>(1)</u> 審査は、自動車等の型式ごとに行う。</p> <p><u>(2)</u> 2 以上の型式の自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を実施することにより、その他の型式の自動車等の提示を省略することができる。保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を既に実施している場合も同様とする。</p> <p><u>(3)</u> 申請に係る自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等であって、申請に係る自動車等の審査を補助する目的のために申請者が提示したもの（以下 <u>(3)</u> において「審査補助自動車等」という。）が申請に係る自動車等に対して同等又は不利側を判断される技術的な根拠となる適切な書面の提出がなされ、<u>自動車機構</u>がその技術的</p>		<p><u>(11) 自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1252 号。以下「型式認証実施要領」という。）</u></p> <p><u>(10) 装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自技第 215 号、自審第 1253 号、自環 222 号）</u></p> <p><u>(12) 輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号。以下「輸入車特別取扱」という。）</u></p> <p><u>(13) 道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について（平成 14 年 10 月 25 日付け国自審第 883 号）</u></p> <p><u>(14) その他自動車等の審査に係る通達</u></p> <p><u>2</u> 審査は、申請者等から提出された審査に係る書面及び申請者等から提示された自動車等について行う。</p> <p><u>3</u> 型式認証実施要領附則 4 第 2 の審査事務規程に定める添付書面とは、別表 1 の書面とする。</p> <p><u>4</u> <u>研究所は、第 1 項</u>の規定に定める書面のほか、審査に関し必要があると認めるときは、申請者等に対し、必要な書面の提出を求めるものとする。</p> <p><u>5</u> 提示された自動車の試験については、別添<u>の</u>試験規程に基づき実施するものとする。</p> <p><u>(自動車等の選定)</u></p> <p>第 5 条 審査は、自動車等の型式ごとに行う。</p> <p><u>2</u> 2 以上の型式の自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を実施することにより、その他の型式の自動車等の提示を省略することができる。保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される型式の自動車等に係る審査を既に実施している場合も同様とする。</p> <p><u>3</u> 申請に係る自動車等の審査を行う場合、保安基準への適合性において同等又は不利側と判断される自動車等であって、申請に係る自動車等の審査を補助する目的のために申請者が提示したもの（以下「審査補助自動車等」という。）が申請に係る自動車等に対して同等又は不利側を判断される技術的な根拠となる適切な書面の提出がなされ、<u>研究所</u>がその技術的妥当性を認めた場合にあつては、</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>妥当性を認めた場合にあっては、審査補助自動車等の審査を実施することにより申請に係る自動車等の提示を受け、その審査を実施したものとす。</p> <p><u>(4)</u> 申請者等から提示される自動車等について <u>(2)</u> 及び <u>(3)</u> の規定を適用する場合、申請者等が提示すべき自動車等の型式を選定し、申請者等に対して指示するものとする。</p> <p>2-4 試験結果の活用 別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。</p> <p>(1) 自動車の製作を業とする者等から受託して実施した試験</p> <p>(2) 別表 2「<u>外国の試験機関</u>」に定める<u>外国の試験機関が、同表に定める試験項目について、別添 1「試験規程」</u>に基づき実施した試験</p> <p>(3) その他申請者等（当該自動車等の製作者である場合に限る。）が別添 1「<u>試験規程</u>」に基づき実施した試験</p> <p>2-5 自動車機構外における審査の実施 <u>自動車機構</u>の所有していない施設及び設備を用いて審査を実施することができる。</p> <p>2-6 審査を中止する場合</p> <p><u>(1)</u> 次に掲げるいずれかに該当する場合であって、審査を終了することが困難であると判断されるときは、審査を中止することができる。</p> <p>① 申請者等から審査を実施するに足る書面が提出されない場合</p> <p>② 申請者等から審査を実施するに足る自動車等が提示されない場合</p> <p><u>(2)</u> <u>(1)</u> により審査を中止した場合には、遅滞なくその理由を付して国土交通大臣に通知するものとする。</p> <p>2-7 審査の処理期間</p> <p><u>(1)</u> 原則として、審査の開始から 6 週間以内に審査を終了すること。</p> <p><u>(2)</u> 審査の終了が <u>(1)</u> に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡する<u>ものとする</u>。</p>		<p>審査補助自動車等の審査を実施することにより申請に係る自動車等の提示を受け、その審査を実施したものとす。</p> <p><u>4</u> <u>研究所は</u>、申請者等から提示される自動車等について<u>第 2 項</u>及び<u>前項</u>の規定を適用する場合、申請者等が提示すべき自動車等の型式を選定し、申請者等に対して指示するものとする。</p> <p>(試験結果の活用) <u>第 6 条</u> <u>研究所は</u>、別途定めるところにより、次の各号の試験の結果を活用して審査を実施することができる。</p> <p>(1) <u>研究所が</u>自動車の製作を業とする者等から受託して実施した試験</p> <p>(2) <u>外国の自動車試験機関であって</u>、別表 2 に定める機関が別添試験規程に基づき実施した試験</p> <p>(3) その他申請者等（当該自動車等の製作者である場合に限る。）が別添試験規程に基づき実施した試験</p> <p>(研究所外における審査の実施) <u>第 7 条</u> <u>研究所は</u>、<u>研究所</u>の所有していない施設及び設備を用いて審査を実施することができる。</p> <p>(審査を中止する場合) <u>第 8 条</u> <u>研究所は</u>、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審査を終了することが困難であると判断されるときは、審査を中止することができる。</p> <p><u>(1)</u> 申請者等から審査を実施するに足る書面が提出されない場合</p> <p><u>(2)</u> 申請者等から審査を実施するに足る自動車等が提示されない場合</p> <p><u>2</u> <u>研究所は</u>、<u>前項</u>により審査を中止した場合には、遅滞なくその理由を付して国土交通大臣に通知するものとする。</p> <p>(審査の処理期間) <u>第 9 条</u> <u>研究所は</u>、原則として、審査の開始から 6 週間以内<u>(研究所の休業日（土日を除く。）を除く。)</u>に審査を終了する。</p> <p><u>2</u> <u>研究所は</u>、審査の終了が<u>前項</u>に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課 <u>(以下「審査・リコール課」という。)</u>へ連絡する。</p>

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>2-8 審査の手数料 <u>手数料令、手数料規則及び手数料告示に係る手続きについては、自動車機構の別途定める規程によるものとする。</u></p> <p>第 3 章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法 3-1 審査結果の通知方法 法第 75 条の 5、<u>自動車型式指定規則第 11 条、共通構造部型式指定規則第 12 条及び装置型式指定規則第 12 条</u>の規定その他国土交通大臣の定めによるほか、審査結果の通知は次の方法により行う。 (1) 審査結果の通知は、審査内容に応じて様式 1 から様式 7 のいずれかの審査結果通知書を<u>国土交通省自動車局</u>審査・リコール課へ送付することにより行う<u>ものとする</u>。 (2) 審査が終了したときは、終了当日中に、審査・リコール課個別業務システムに審査結果の登録を行う<u>ものとする</u>。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法 4-1～4-11 (略) 4-12 書面の提示等 4-12-1～4-12-8 (略) 4-12-9 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書 保安基準第 8 条第 4 項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。 ① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式 12 による試験成績書 ② (略) 4-12-10～4-12-12 (略) 4-13～4-17 (略)</p>	<p>第 3 章 (欠番)</p> <p>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法 4-1～4-11 (略) 4-12 書面の提示等 4-12-1～4-12-8 (略) 4-12-9 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書 保安基準第 8 条第 4 項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。 ① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式 13 による試験成績書 ② (略) 4-12-10～4-12-12 (略) 4-13～4-17 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(審査結果等の通知方法)</u> 第 10 条 法第 75 条の 4、型式指定規則第 12 条及び装置指定規則第 13 条の規定その他国土交通大臣の定めによるほか、審査結果の通知は次の方法により行う。 (1) 審査結果の通知は、審査内容に応じて様式 1 から様式 7 のいずれかの審査結果通知書を審査・リコール課へ送付<u>又は持ち込み</u>することにより行う。 (2) 審査が終了したときは、終了当日中に、審査・リコール課個別業務システムに審査結果の登録を行う。 <u>2 この規程で定める国土交通大臣への通知は、審査・リコール課に届くように行う。</u> <u>(細則)</u> 第 11 条 研究所は、この規程に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な細則を定めることができる。</p>
		<p>---</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>4-18 破壊試験 4-18-1 (略) 4-18-2 書面審査 4-18-1 に掲げる技術基準等への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。 (1) (略) (2) (1) の書面に必要な記載事項は次のとおりとする。 ① (略) ② (1) ③ の書面の様式は、原則、<u>別添 1「試験規程」</u>に規定されている試験成績書の様式とする。</p> <p>また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4-18 破壊試験 4-18-1 (略) 4-18-2 書面審査 4-18-1 に掲げる技術基準等への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。 (1) (略) (2) (1) の書面に必要な記載事項は次のとおりとする。 ① (略) ② (1) ③ の書面の様式は、原則、<u>交通安全環境研究所審査事務規程別添の試験規程</u>に規定されている試験成績書の様式とする。</p> <p>また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p>(3) (略)</p>	
<p>4-19～4-24 (略)</p>	<p>4-19～4-24 (略)</p>	
<p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 (略)</p>	<p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 (略)</p>	---
<p>第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等）(略)</p>	<p>第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等）(略)</p>	---
<p>第 7 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</p>	<p>第 7 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</p>	---
<p>7-1～7-60 (略) 7-61 窒素酸化物排出自動車等の特例</p>	<p>7-1～7-60 (略) 7-61 窒素酸化物排出自動車等の特例</p>	
<p>7-61-1 性能要件（書面による審査） 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (12) (略) (13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。 ① (略) ② ①アの「自動車排出ガス試験結果証明書」とは、</p>	<p>7-61-1 性能要件（書面による審査） 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (12) (略) (13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。 ① (略) ② ①アの「自動車排出ガス試験結果証明書」とは、</p>	

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>様式 13 による証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位の写真 ((1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-61-2 (略)</p> <p>7-62～7-116 (略)</p> <p>第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p> <p>8-1～8-9 (略)</p> <p>8-10 速度抑制装置</p> <p>8-10-1 (略)</p> <p>8-10-2 性能要件</p> <p>8-10-1 の速度抑制装置は、自動車が 90km/h を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、書面、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 8 条第 5 項関係、細目告示第 166 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 (確認ランプ等が装備されている自動車を除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第 166 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>ア 公的試験機関が発行した様式 12 による試験成績書により細目告示別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>8-10-3～8-10-4 (略)</p> <p>8-11～8-44 (略)</p> <p>8-45 通路</p> <p>8-45-1 (略)</p> <p>8-45-2 審査の省略</p>	<p>様式 14 による証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位の写真 ((1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-61-2 (略)</p> <p>7-62～7-116 (略)</p> <p>第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p> <p>8-1～8-9 (略)</p> <p>8-10 速度抑制装置</p> <p>8-10-1 (略)</p> <p>8-10-2 性能要件</p> <p>8-10-1 の速度抑制装置は、自動車が 90km/h を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、書面、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 8 条第 5 項関係、細目告示第 166 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 (確認ランプ等が装備されている自動車を除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第 166 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>ア 公的試験機関が発行した様式 13 による試験成績書により細目告示別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>8-10-3～8-10-4 (略)</p> <p>8-11～8-44 (略)</p> <p>8-45 通路</p> <p>8-45-1 (略)</p> <p>8-45-2 審査の省略</p>	<p>---</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-45-1 の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-45-3～8-45-4 (略)</p> <p>8-46 立席 8-46-1 (略) 8-46-2 審査の省略</p> <p>自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-46-1 の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-47 乗降口 8-47-1～8-47-2 (略) 8-47-3 審査の省略</p> <p>自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-47-2 (3) 及び (4) の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-47-4 (略)</p> <p>8-48 非常口 8-48-1～8-48-2 (略) 8-48-3 審査の省略</p> <p>自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-48-2 (1) ①から⑤までの規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-48-4 (略)</p> <p>8-49～8-60 (略)</p> <p>8-61 窒素酸化物排出自動車等の特例 8-61-1 性能要件 (書面による審査)</p> <p>自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①アの「自動車排出ガス試験結果証明書」とは、様式 13 による証明書並びに当該証明書に係る自</p>	<p>自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-45-1 の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-45-3～8-45-4 (略)</p> <p>8-46 立席 8-46-1 (略) 8-46-2 審査の省略</p> <p>自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-46-1 の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-47 乗降口 8-47-1～8-47-2 (略) 8-47-3 審査の省略</p> <p>自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-47-2 (3) 及び (4) の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-47-4 (略)</p> <p>8-48 非常口 8-48-1～8-48-2 (略) 8-48-3 審査の省略</p> <p>自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-48-2 (1) ①から⑤までの規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-48-4 (略)</p> <p>8-49～8-60 (略)</p> <p>8-61 窒素酸化物排出自動車等の特例 8-61-1 性能要件 (書面による審査)</p> <p>自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①アの「自動車排出ガス試験結果証明書」とは、様式 14 による証明書並びに当該証明書に係る自</p>	

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)												
<p>動車の原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位の写真 ((1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>8-61-2 (略)</p> <p>8-62～8-116 (略)</p> <p>第 9 章 立入検査及び街頭検査</p> <p>9-1 (略)</p> <p>9-2 審査項目等</p> <p>立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし、必要な審査項目は<u>地方</u>事務所の長、<u>地方</u>検査部の長又は<u>本部検査部</u>の長が定める。</p> <p>この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められた場合には第 7 章の規定、その他の場合には第 8 章の規定を適用する。</p> <p>第 10 章 臨時検査 (略)</p> <p>第 11 章 雑則 (略)</p> <p>別表 1 (2-2 関係)</p>	<p>動車の原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位の写真 ((1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>8-61-2 (略)</p> <p>8-62～8-116 (略)</p> <p>第 9 章 立入検査及び街頭検査</p> <p>9-1 (略)</p> <p>9-2 審査項目等</p> <p>立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし、必要な審査項目は事務所の長、検査部の長又は<u>本部業務部</u>の長が定める。</p> <p>この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められた場合には第 7 章の規定、その他の場合には第 8 章の規定を適用する。</p> <p>第 10 章 臨時検査 (略)</p> <p>第 11 章 雑則 (略)</p>	<p>---</p> <p>---</p> <p>---</p>												
<p style="text-align: center;">添付書面一覧</p> <table border="1" data-bbox="152 1062 779 1420"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>添付書面の名称</th> <th>提出時の注意事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>装置型式指定通知書等又は協定規則に基づく認定証の写し</td> <td>指定装置等を装着している場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	(1)	装置型式指定通知書等又は協定規則に基づく認定証の写し	指定装置等を装着している場合に限る。	<p>別表 1 (欠番)</p>	<p>別表 1 (第 4 条第 3 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1464 1062 2083 1420"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>添付書面の名称</th> <th>提出時の注意事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>装置指定通知書等又は認定証の写し</td> <td>法第 75 条の 2 第 1 項による指定を受けた装置及び同条第 7 項により指定を受けたと見なされる装置(以下「指定装置等」という。)を装着している場合に限る。 「装置指定通知書等」とは、装置指定規則第 10 条の装置型式指定通知書又は装置変更承認通知書をいい、「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又</td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	(1)	装置指定通知書等又は認定証の写し	法第 75 条の 2 第 1 項による指定を受けた装置及び同条第 7 項により指定を受けたと見なされる装置(以下「指定装置等」という。)を装着している場合に限る。 「装置指定通知書等」とは、装置指定規則第 10 条の装置型式指定通知書又は装置変更承認通知書をいい、「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又
整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等												
(1)	装置型式指定通知書等又は協定規則に基づく認定証の写し	指定装置等を装着している場合に限る。												
整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等												
(1)	装置指定通知書等又は認定証の写し	法第 75 条の 2 第 1 項による指定を受けた装置及び同条第 7 項により指定を受けたと見なされる装置(以下「指定装置等」という。)を装着している場合に限る。 「装置指定通知書等」とは、装置指定規則第 10 条の装置型式指定通知書又は装置変更承認通知書をいい、「認定証」とは、車両並びに車両への取付け又												

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
								は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則に定める認定証をいう。
(2)	保安基準等適合検討書	保安基準及び審査基準 <u>通達</u> に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 なお、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る検討結果(装置そのものの性能要件に係るものに限る。)の記載を省略することができる。				(2)	保安基準等適合検討書	保安基準及び審査基準に掲げる各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載したものであること。 なお、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る検討結果(装置そのものの性能要件に係るものに限る。)の記載を省略することができる。
(略)			(略)			(略)		
(5)	試験実施選定事由書	次に該当する場合に限るものとし、内容はその技術的根拠を記載したものであること。 1 (6) の書面を作成するにあたり、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略している場合。 なお、同等又は不利側と判断される自動車の試験を既に実施しており、試験を省略している場合も同様とする。 2 提示された自動車により <u>自動車機構</u> が試験を実施する場合であって、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略することを希望する場合。				(5)	試験実施選定事由書	次に該当する場合に限るものとし、内容はその技術的根拠を記載したものであること。 1 (6) の書面を作成するにあたり、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略している場合。 なお、同等又は不利側と判断される自動車の試験を既に実施しており、試験を省略している場合も同様とする。 2 提示された自動車により <u>研究所</u> が試験を実施する場合であって、同等又は不利側と判断される自動車の試験を実施することにより、その他の自動車の試験を省略することを希望する場合。
(6)	試験成績書	次に掲げる試験項目のうち、自動車の仕様に応じ、保安基準等に基づき適用される基準等に対応する試験項目について、別添 <u>1</u> 「試験規程」に基づき実施した試験結果であること。				(6)	試験成績書	次に掲げる試験項目のうち、自動車の仕様に応じ、保安基準等に基づき適用される基準等に対応する試験項目について、 <u>本規程</u> 別添の試験規程に基づき実施した試験結果であること。

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
		ただし、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る試験項目(装置そのものの性能要件に係るものに限る。)、提示された自動車により 自動車機構 が試験を実施する場合には、当該試験項目の提出を省略して差し支えない。 なお、輸入自動車の場合には、 自動車 型式認証実施要領附則 9 によることができる。適用する場合には、試験記録及び成績を別添 1「 試験規程 」の付表様式に記入するとともに、自動車製作者が外国の試験方法により試験を実施した旨を証する書面を添付すること。						ただし、(1) の書面を提出する場合には、当該指定装置等に係る試験項目(装置そのものの性能要件に係るものに限る。)、提示された自動車により 研究所 が試験を実施する場合には、当該試験項目の提出を省略して差し支えない。 なお、輸入自動車の場合には、型式認証実施要領附則 9 によることができる。適用する場合には、試験記録及び成績を 本規程 別添の試験規程の付表様式に記入するとともに、自動車製作者が外国の試験方法により試験を実施した旨を証する書面を添付すること。
		(略)						(略)
14	二輪車等 用 空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)					14	二輪車等空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)	
		(略)						(略)
35	急制動試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引 自動車を除く。) に限る。				35	急制動試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引 自動車を除く。) に限る。
36	制動能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引 自動車を除く。) に限る。				36	制動能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引 自動車を除く。) に限る。
37	駐車制動装置能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引 自動車を除く。) に限る。				37	駐車制動装置能力試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引 自動車を除く。) に限る。
38	制動用空気容量試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車				38	制動用空気容量試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
		(被牽引)自動車を除く。)に限る。(略)			(被けん引)自動車を除く。)に限る。(略)			
39	非常制動装置試験	大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引)自動車を除く。)に限る。			39 非常制動装置試験 大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引)自動車を除く。)に限る。			
40	ブレーキ警報時制動能力試験	空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引)自動車を除く。)に限る。(略)			40 ブレーキ警報時制動能力試験 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置を備える大型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引)自動車を除く。)に限る。(略)			
(略)			(略)					
43	自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号(単品))				43 自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号)			
44	自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号(車両))				(新設)			
45 ～ 49	(略)	(略)			44 ～ 48 49 (略)			
50	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (協定規則第 110 号 (車両))				49 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (車両)			
51 ～ 53	(略)	(略)			50 ～ 52 (略)			
54	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (車両)				53 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験			
55	電気自動車、電気式ハイブリッ							

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
		<u>ド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (取付・強度)</u>						<u>(新設)</u>
<u>56</u> ～ <u>81</u>	(略)	(略)				<u>54</u> ～ <u>79</u>	(略)	(略)
<u>82</u>	サンバイザの衝撃吸収試験					※185 から移動		
<u>83</u> ～ <u>86</u>	(略)	(略)			<u>80</u> ～ <u>83</u>	(略)	(略)	
<u>87</u>	座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号 (乗用等))				<u>84</u>	座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号)		
<u>88</u>	座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号 (貨物等))				<u>(新設)</u>			
<u>89</u> ～ <u>184</u>	(略)	(略)			<u>85</u> ～ <u>180</u>	(略)	(略)	
<u>185</u>	後写鏡等の視界試験	(6) <u>183</u> 及び (6) <u>184</u> の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。			<u>181</u>	後写鏡等の視界試験	(6) <u>179</u> 及び (6) <u>180</u> の試験結果を提出する場合には、提出を省略して差し支えない。	
<u>186</u> ～ <u>188</u>	(略)	(略)			<u>182</u> ～ <u>184</u> <u>185</u>	(略)	(略)	
※82 に移動					<u>186</u> ～ <u>188</u>	サンバイザの衝撃吸収試験		
<u>189</u> ～ <u>191</u>	(略)	(略)			<u>186</u> ～ <u>188</u>	(略)	(略)	
<u>192</u>	最高速度試験	大型特殊自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。) に限る。			<u>189</u>	最高速度試験	大型特殊自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車 (被けん引自動車を除く。) に限る。	
<u>193</u> ～ <u>202</u>	(略)	(略)			<u>190</u> ～ <u>199</u>	(略)	(略)	
<u>203</u>	原動機車載出力試験 (ガソリン機関)	別添 <u>1</u> 「試験規程」以外の測定方法 (UN 規則、EU 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格を			<u>200</u>	原動機車載出力試験 (ガソリン機関)	本規程別添の試験規程以外の測定方法 (ECE 規則、EEC 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規	

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
		いう。) によることができる。 (略)						格をいう。) によることができる。 (略)
	204	原動機車載出力試験 (ディーゼル機関)				201	原動機車載出力試験 (ディーゼル機関)	本規程別添の試験規程以外の測定方法 (ECE 規則、EEC 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。(略)
	205	原動機車載出力試験 (二輪自動車)				202	原動機車載出力試験 (二輪自動車)	本規程別添の試験規程以外の測定方法 (ECE 規則、EEC 指令、ISO 規格、SAE 規格又は DIN 規格をいう。) によることができる。(略)
	206	電動機最高出力及び定格出力試験				203	電動機最高出力試験	(略)
		(削除)				204	電動機定格出力試験	必要があると認められるときに限る。
		(削除)				205	原動機の内径・行程測定試験	必要があると認められるときに限る。
	207 ～ 208	(略)				206 ～ 207	(略)	(略)
(7)	構造基準等適合検討書					(7)	構造基準等適合検討書	
	1	自動車の用途等の区分について (昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号)				1	自動車の用途等の区分について (昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号)	(略)
	2	液化石油ガス (LP ガス) を燃料とする自動車の構造取扱基準について (昭和 62 年 10 月 14 日付け地技第 240 号)				2	液化石油ガス (LP ガス) を燃料とする自動車の構造取扱基準について (昭和 62 年 10 月 14 日地技第 240 号)	(略)
	3	圧縮天然ガス自動車の構造基準について (平成 7 年 12 月 18 日付け自技第 274 号自審第 1635 号)				3	圧縮天然ガス自動車の構造基準について (平成 7 年 12 月 18 日自技第 274 号・自審第 1635 号)	(略)
	4	ポール・トレーラの構造基準について (昭和 47 年 2 月 14 日付け自車第 623 号)				4	ポール・トレーラの構造基準について (昭和 47 年 2 月 14 日自車第 623 号)	(略)
	5	ワンマンバス構造要件について (昭和 61 年 12 月 12 日付け地技第 228 号地車第 152 号)				5	ワンマンバス構造要件について (昭和 61 年 12 月 12 日地技第 228 号・地車第 152 号)	細目告示別添 106 ワンマンバスの構造要件」を適用するものについては提出を要しない。

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)			
略	(略)	(略)		略	(略)	(略)		略	(略)
(8)	指導基準適合検討書	(略)		(8)	指導基準適合検討書	(略)		(8)	指導基準適合検討書
1	キャンピング・トレーラ等の構造基準について(昭和 46 年 5 月 10 日付け自車第 294 号)(昭和 47 年 2 月 12 日付け自車第 65 号)	(略)		1	「 <u>キャンピング・トレーラ等の構造基準について</u> 」(昭和 46 年 5 月 10 日自車第 294 号・昭和 47 年 2 月 12 日自車第 65 号)	(略)		1	「 <u>キャンピング・トレーラ等の構造基準について</u> 」(昭和 46 年 5 月 10 日自車第 294 号・昭和 47 年 2 月 12 日自車第 65 号)
2	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱について(平成 7 年 12 月 15 日付け自技第 272 号自審第 1634 号自環第 261 号)別添「圧縮天然ガス自動車の技術指針」	(略)		2	「 <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱について</u> 」(平成 7 年 12 月 15 日自技第 272 号・自審第 1634 号・自環第 261 号)別添「圧縮天然ガス自動車の技術指針」	(略)		2	「 <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車の取扱について</u> 」(平成 7 年 12 月 15 日自技第 272 号・自審第 1634 号・自環第 261 号)別添「圧縮天然ガス自動車の技術指針」
(9)	指導基準適合検討結果一覧表	(略)		(9)	指導基準適合検討結果一覧表	(略)		(9)	指導基準適合検討結果一覧表
1	スペアタイヤ保持装置の対策について(昭和 53 年 2 月 8 日付け自車第 30 号)	(略)		1	「 <u>スペアタイヤ保持装置の対策について</u> 」(昭和 53 年 2 月 8 日自車第 30 号)	(略)		1	「 <u>スペアタイヤ保持装置の対策について</u> 」(昭和 53 年 2 月 8 日自車第 30 号)
2	サンルーフ構造基準について(昭和 54 年 9 月 4 日付け自車第 681 号)	(略)		2	「 <u>サンルーフ構造基準について</u> 」(昭和 54 年 9 月 4 日自車第 681 号)	(略)		2	「 <u>サンルーフ構造基準について</u> 」(昭和 54 年 9 月 4 日自車第 681 号)
3	作業用補助制動装置の取扱について(昭和 55 年 8 月 20 日付け自車第 629 号)	(略)		3	「 <u>作業用補助制動装置の取扱について</u> 」(昭和 55 年 8 月 20 日自車第 629 号)	(略)		3	「 <u>作業用補助制動装置の取扱について</u> 」(昭和 55 年 8 月 20 日自車第 629 号)
4	トラック荷台の安全対策について(昭和 44 年 12 月 23 日付け自車第 1371 号)(昭和 45 年 10 月 2 日付け自車第 925 号)(昭和 55 年 6 月 10 日付け自車第 433 号)	(略)		4	「 <u>トラック荷台の安全対策について</u> 」(昭和 44 年 12 月 23 日自車第 1371 号・昭和 45 年 10 月 2 日自車第 925 号・昭和 55 年 6 月 10 日自車第 433 号)	(略)		4	「 <u>トラック荷台の安全対策について</u> 」(昭和 44 年 12 月 23 日自車第 1371 号・昭和 45 年 10 月 2 日自車第 925 号・昭和 55 年 6 月 10 日自車第 433 号)
5	ホイールステップの安全対策について(昭和 45 年 12 月 9 日付け自車第 1082 号)	(略)		5	「 <u>ホイールステップの安全対策について</u> 」(昭和 45 年 12 月 9 日自車第 1082 号)	(略)		5	「 <u>ホイールステップの安全対策について</u> 」(昭和 45 年 12 月 9 日自車第 1082 号)
6	クレーン付トラックのクレーンの突出量について(昭和 43 年 8 月 14 日付け自車第 831 号)	(略)		6	「 <u>クレーン付トラックのクレーンの突出量について</u> 」(昭和 43 年 8 月 14 日自車第 831 号)	(略)		6	「 <u>クレーン付トラックのクレーンの突出量について</u> 」(昭和 43 年 8 月 14 日自車第 831 号)
7	バス用サンルーフ構造基準について(昭和 56 年 8 月 4 日付け自車第 548 号)	(略)		7	「 <u>バス用サンルーフ構造基準について</u> 」(昭和 56 年 8 月 4 日自車第 548 号)	(略)		7	「 <u>バス用サンルーフ構造基準について</u> 」(昭和 56 年 8 月 4 日自車第 548 号)
8	連結車の連結状態における検討書について(昭和 44 年 1 月 31 日付け自車第 81 号)	(略)		8	「 <u>連結車の連結状態における検討書について</u> 」(昭和 44 年 1 月 31 日自車第 81 号)	(略)		8	「 <u>連結車の連結状態における検討書について</u> 」(昭和 44 年 1 月 31 日自車第 81 号)
9	ダンプ型トラックの警報装	(略)		9	「 <u>ダンプ型トラックの警報</u>	(略)		9	「 <u>ダンプ型トラックの警報</u>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
		置について(昭和 46 年 2 月 1 日付 け 自車第 49 号)						装置について 下 (昭和 46 年 2 月 1 日自車第 49 号)
	10	大型貨物自動車の左折警報装置の装着について(昭和 57 年 9 月 3 日付 け 自車第 523 号)	(略)			10	「 下 大型貨物自動車の左折警報装置の装着について 下 (昭和 57 年 9 月 3 日自車第 523 号)	(略)
	11	大型トラックの間接視界改善について(昭和 59 年 9 月 13 日付 け 地技第 21 号地審第 45 号)	(略)			11	「 下 大型トラックの間接視界改善について 下 (昭和 59 年 9 月 13 日地技第 21 号・地審第 45 号)	(略)
	12	大型クレーン車、クレーン用台車及びホイール・クレーン車の大きさについて(平成 6 年 6 月 8 日付 け 自技第 90 号自審第 767 号)	(略)			12	「 下 大型クレーン車、クレーン用台車及びホイール・クレーン車の大きさについて 下 (平成 6 年 6 月 8 日自技第 90 号・自審第 767 号)	(略)
	13	車両運搬車の構造要件について(平成 7 年 6 月 30 日付 け 自技第 154 号自審第 802 号)	(略)			13	「 下 車両運搬車の構造要件について 下 (平成 7 年 6 月 30 日自技第 154 号・自審第 802 号)	(略)
(10)	細目告示第 41 条第 1 項第 21 号を確認する書面	排出ガスを著しく悪化させる原動機制御(ディフューストストラテジー)の対策について(平成 25 年 10 月 1 日付 け 国自環第 99 号)によること。				(10)	細目告示第 41 条第 1 項第 21 号を確認する書面	「 下 排出ガスを著しく悪化させる原動機制御(ディフューストストラテジー)の対策について 下 (平成 25 年 10 月 1 日国自環第 99 号)によること。
別表 2 (2-4 関係) 外国の試験機関			別表 2 (欠番)			別表 2 (第 6 条第 2 号関係)		
(略)						該当する外国の自動車試験機関及びその試験項目は下表のとおりとする。		
(略)						(略)		
別表 3～別表 9 (略)			別表 3～別表 9 (略)			---		
様式 1 (3-1 関係)			様式 1 (欠番)			様式 1		
番 号 年 月 日						交審第 号 平成 年 月 日		

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">自動車の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付から {自動車型式指定申請/<u>既</u>指定自動車<u>型式指定</u>申請/新型自動車届出/新型自動車変更届出} がありました、下記に掲げる車名及び型式の自動車について審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号) の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;"><u>{保安基準の緩和を要する項目}</u></p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p>様式 2 (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">特定装置の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付から {装置型式指定申請/<u>既</u>指定装置<u>型式指定</u>申請} がありました、下記に掲げる名称及び型式の特定装置について審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号) 及び「装置型式指定実施要領について (依命通達)」(平成 10 年 11 月 12 日付け自技第 215 号自審第 1253 号自環第 222 号) 別添装置型式指定実施要領第 8 装置型式指定基準の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。 {また、当該装置の試験成績書の写しを添付します。}</p>	<p style="text-align: center;">様式 2 (欠番)</p>	<p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">自動車の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付から {自動車型式指定申請/指定自動車<u>構造装置変更承認</u>申請/新型自動車届出/新型自動車変更届出} がありました、下記に掲げる車名及び型式の自動車について審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号) の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: right;">交審第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">特定装置の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付から {装置型式指定申請/指定装置<u>変更承認</u>申請} がありました、下記に掲げる名称及び型式の特定装置について審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号) 及び「装置型式指定実施要領について (依命通達)」(平成 10 年 11 月 12 日付け自技第 215 号自審第 1253 号自環第 222 号) 別添装置型式指定実施要領第 8 装置型式指定基準の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。 {また、当該装置の試験成績書の写しを添付します。}</p>

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>(略)</p> <p>様式 3 (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p style="text-align: center;"><u>共通構造部</u>の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付けで から {<u>共通構造部型式指定申請</u>／<u>既指定共通構造部型式指定申請</u>／<u>共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定申請</u>／<u>既指定共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定申請</u>} がありました、下記に掲げる車名及び型式の <u>共通構造部</u> について審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合{する／しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;"><u>{保安基準の緩和を要する項目}</u></p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>	<p>様式 3 (欠番)</p>	<p>(略)</p> <p>様式 3</p> <p style="text-align: right;">交審第 号 平成 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車</u>の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付けで から {<u>新型自動車届出</u>／<u>新型自動車変更届出</u>} がありました、下記に掲げる車名及び型式の <u>自動車</u> について審査した結果、<u>記載した項目以外は</u>「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する／しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">保安基準の緩和を要する項目</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p>
<p>様式 4 (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">添付書面の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付けで から {<u>輸入自動車特別取扱届出</u>／<u>輸入自動車特別取扱変更届出</u>} がありました、下記に掲げる車名及び型式の自動車の添付書面について審</p>	<p>様式 4 (欠番)</p>	<p>様式 4</p> <p style="text-align: right;">交審第 号 平成 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p style="text-align: center;">添付書面の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付けで から {<u>輸入自動車特別取扱届出</u>／<u>輸入自動車特別取扱変更届出</u>} がありました、下記に掲げる車名及び型式の自動車の添付書面について審</p>

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;"><u>{保安基準の緩和を要する項目}</u></p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p>様式 5 (3-1 関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;"><u>{保安基準の緩和を要する項目}</u></p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>様式 6 (3-1 関係)</p>	<p style="text-align: center;">様式 5 (欠番)</p> <p style="text-align: center;">---</p> <p style="text-align: center;">様式 6 (欠番)</p>	<p>査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p>様式 5</p> <p style="text-align: right;"><u>交審第</u> 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p>道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定に基づく試験自動車の審査結果通知について</p> <p>平成 年 月 日付け 号にて審査依頼がありました、下記に掲げる車名及び型式の試験自動車について指示内容を審査した結果、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)の規定に適合 {する/しない} と判断したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">車名 型式</p> <p style="text-align: center;">{審査に関する所見等}</p> <p>様式 6 (略)</p> <p>様式 7</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)				
<p style="text-align: right;"><u>番</u> <u>号</u> 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>自動車技術総合機構</u>理事長</p> <p>原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車審査の審査結果通知について (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>様式 <u>7</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動車検査票 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略) <u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>様式 <u>8</u> (略)</p> <p>様式 <u>9</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書 1</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</p> <p>様式 <u>10</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書 2</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</p> <p>様式 <u>11</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">備考欄記入事項連絡票</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</p> <p>様式 <u>12</u> (略)</p> <p>様式 <u>13</u> (略)</p> <p>別添 <u>1</u> (2-2 関係)</p>	(略) <u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)	(略)	<p style="text-align: center;"><u>様式 7</u> (欠番)</p> <p>様式 <u>8</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動車検査票 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略) <u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>様式 <u>9</u> (略)</p> <p>様式 <u>10</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書 1</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</p> <p>様式 <u>11</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書 2</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</p> <p>様式 <u>12</u> (1-3 関係)</p> <p style="text-align: center;">備考欄記入事項連絡票</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</p> <p>様式 <u>13</u> (略)</p> <p>様式 <u>14</u> (略)</p> <p><u>別添 1</u> (欠番)</p>	(略) <u>自動車検査独立行政法人</u> (略)	(略)	<p style="text-align: right;"><u>交審第</u> <u>号</u> <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>独立行政法人</u> <u>交通安全環境研究所</u>理事長</p> <p>原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車審査の審査結果通知について (略)</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>別添</p>
(略) <u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)						
(略)						
(略) <u>自動車検査独立行政法人</u> (略)						
(略)						

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)		
試験規程 Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)						試験規程 Test Requirements and Instructions for Automobile Standards (TRIAS)		
	試験項目	分類番号					試験項目	分類番号
1 ～ 6	(略)	(略)				1 ～ 6	(略)	(略)
7	軽合金製ディスクホイール試験	TRIAS 09-J002-02				7	軽合金製ディスクホイール試験	TRIAS 09-J002-01
8 ～ 13	(略)	(略)				8 ～ 13	(略)	(略)
14	二輪車等用空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)	TRIAS 09-R075-01				14	二輪車等空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)	TRIAS 09-R075-01
15 ～ 42	(略)	(略)				15 ～ 42	(略)	(略)
43	自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号 (単品))	TRIAS 15-R034(1)-01				43	自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号)	TRIAS 15-R034-01
44	自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号 (車両))	TRIAS 15-R034(2)-01				(新設)		
45 ～ 49	(略)	(略)				44 ～ 48	(略)	(略)
50	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (協定規則第 110 号 (車両))	TRIAS 17-R110(2)-01				49	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (車両)	TRIAS 17-R110(2)-01
51 ～ 53	(略)	(略)				50 ～ 52	(略)	(略)
54	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (車両)	TRIAS 17(2)-J111(2)-02				53	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	TRIAS 17(2)-J111(2)-02
55	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (取付・強度)	TRIAS 17(2)-J111(3)-01				(新設)		
56 ～ 81	(略)	(略)				54 ～ 79	(略)	(略)
82	サンバイザの衝撃吸収試験	TRIAS 20-J087-01				※185 から移動		

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)			廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)				
<u>83</u> ～ <u>86</u>	(略)	(略)		<u>80</u> ～ <u>83</u>	(略)	(略)		<u>80</u> ～ <u>83</u>	(略)	(略)
<u>87</u>	座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号(乗用等))	TRIAS 22-R017(1)-01		<u>84</u>	座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号)	TRIAS 22-R017-01		<u>(新設)</u>		
<u>88</u>	<u>座席及び座席取付装置試験</u> <u>(協定規則第 17 号(貨物等))</u>	<u>TRIAS 22-R017(2)-01</u>		<u>(新設)</u>						
<u>89</u> ～ <u>188</u>	(略)	(略)		<u>85</u> ～ <u>184</u>	(略)	(略)		<u>185</u>	サンバイザの衝撃吸収試験	TRIAS <u>45</u> -J087-01
<u>※82 に移動</u>				<u>186</u> ～ <u>190</u>	(略)	(略)		<u>191</u>	<u>発進加速試験</u>	<u>TRIAS 99-003-01</u>
<u>189</u> ～ <u>193</u>	(略)	(略)		<u>(削除)</u>				<u>192</u> ～ <u>204</u>	(略)	(略)
<u>(削除)</u>				<u>194</u> ～ <u>206</u>	(略)	(略)		<u>205</u>	電動機最高出力試験	TRIAS 99-017- <u>01</u>
<u>207</u>	電動機最高出力及び定格出力 試験	TRIAS 99-017- <u>02</u>		<u>(削除)</u>				<u>206</u>	<u>電動機定格出力試験</u>	<u>TRIAS 99-018-01</u>
<u>(削除)</u>				<u>(削除)</u>				<u>207</u>	<u>原動機の内径・行程測定試験</u>	<u>TRIAS 99-019-01</u>
<u>(削除)</u>				<u>208</u> ～ <u>209</u>	(略)	(略)		<u>208</u> ～ <u>209</u>	(略)	(略)
(略)				(略)				(略)		
TRIAS 09-J002- <u>02</u> 軽合金製ディスクホイール試験				TRIAS 09-J002- <u>01</u> 軽合金製ディスクホイール試験				TRIAS 09-J002- <u>01</u> 軽合金製ディスクホイール試験		
1. ～3. (略)				1. ～3. (略)				1. ～3. (略)		
4. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。				4. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。				4. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。		
4. 1 (略)				4. 1 (略)				4. 1 (略)		
4. 2 記入欄は、順序配列を <u>変えずに 5 試験対象を限度に追加するものとする。なお、5 試験対象を超える場合にあっては、上記内容を考慮した新たな付表を添付するものとする。</u>				4. 2 記入欄は、順序配列を <u>変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。</u>				4. 2 記入欄は、順序配列を <u>変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。</u>		
(以下略)				(以下略)				(以下略)		
(略)				(略)				(略)		

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>TRIAS 09-R075-01 二輪車等<u>用</u>空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)</p> <p>1. 総則 二輪車等<u>用</u>空気入タイヤ試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)に定める「協定規則第 75 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。</p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>付表 Attached Table 二輪車等<u>用</u>空気入タイヤの試験記録及び成績 (以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 15-R034(1)-01 自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号 <u>(単品)</u>)</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>付表 Attached Table 自動車用燃料タンクの試験記録及び成績 <u>(単品)</u></p> <p>Fuel Tank of Motor Vehicles Test Data Record Form <u>(Fuel Tank)</u> (以下略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>TRIAS 15-R034(2)-01</u> <u>自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号 (車両))</u> <u>(別紙による)</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 17-R110(2)-01 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 <u>(協定規則第 110 号 (車両))</u></p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>付表 Attached Table 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置<u>の</u>試験記録及び成績 (車両)</p>		<p>TRIAS 09-R075-01 二輪車等空気入タイヤ試験 (協定規則第 75 号)</p> <p>1. 総則 二輪車等空気入タイヤ試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)に定める「協定規則第 75 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。</p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>付表 Attached Table 二輪車等空気入タイヤの試験記録及び成績 (以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 15-R034-01 自動車用燃料タンク試験 (協定規則第 34 号)</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>付表 <u>1</u> Attached Table <u>1</u> 自動車用燃料タンク <u>の強度、方法、取付</u>の試験記録及び成績</p> <p>Fuel Tank of Motor Vehicles Test Data Record Form (以下略)</p> <p><u>付表 2 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 17-R110(2)-01 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験 (車両)</p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>付表 Attached Table 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験記録及び成績 (車両)</p>

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>Test Data Record Form for Fuel Systems of Vehicles Fueled by Compressed Natural Gas(Vehicle Test) <u>協定規則第 110 号</u> <u>Regulation No. 110 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe</u> (以下略) (略)</p> <p>TRIAS 17(2)-J111(2)-02 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 <u>(車両)</u></p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>3. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。 なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。</p> <p>3. 1. ~3. 2. (略)</p> <p>3. 3. 付表の備考欄には、間接接触要件確認時の計測器(製作者、型式、使用レンジ、測定電流)、絶縁抵抗測定時の計測器(製作者、型式、測定電圧(メガオームテスタを用いる場合))を記入する。 <u>(削除)</u></p> <p>3. 4. 感電に対する保護に関する要件(5. 3.)において高電圧の消失(5. 3. 1.)の要件を選択する場合には、衝突後から交流 30V(実効値)以下または直流 60V 以下になるまでの電圧を示す波形図(横軸-時間、縦軸-電圧)を添付すること。 <u>(削除)</u></p> <p>付表 Attached Table 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護の試験記録及び成績 <u>(車両)</u></p> <p>Protection of Occupants against Electrical Shock from Electric Vehicles, Hybrid Vehicles and Fuel Cell</p>	<p>(以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 17(2)-J111(2)-02 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験</p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>3. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。 なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。</p> <p>3. 1. ~3. 2. (略)</p> <p>3. 3. 付表 <u>1</u> の備考欄には、間接接触要件確認時の計測器(製作者、型式、使用レンジ、測定電流)、絶縁抵抗測定時の計測器(製作者、型式、測定電圧(メガオームテスタを用いる場合))を記入する。</p> <p><u>3. 4. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件を計算による方法で証明する場合には、計算書を添付すること。</u></p> <p>3. 5. 感電に対する保護に関する要件(5. 3.)において高電圧の消失(5. 3. 1.)の要件を選択する場合には、衝突後から交流 30V(実効値)以下または直流 60V 以下になるまでの電圧を示す波形図(横軸-時間、縦軸-電圧)を添付すること。</p> <p><u>3. 6. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件に関する試験を行った場合には、試験時の加速度の波形図を添付すること。</u></p> <p>付表 <u>1</u> Attached Table <u>1</u> 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護の試験記録及び成績 <u>(衝突試験)</u></p> <p>Protection of Occupants against Electrical Shock from Electric Vehicles, Hybrid Vehicles and Fuel Cell</p>	<p>Test Data Record Form for Fuel Systems of Vehicles Fueled by Compressed Natural Gas(Vehicle Test) (以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 17(2)-J111(2)-02 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験</p> <p>1. ~2. (略)</p> <p>3. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。 なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。</p> <p>3. 1. ~3. 2. (略)</p> <p>3. 3. 付表 <u>1</u> の備考欄には、間接接触要件確認時の計測器(製作者、型式、使用レンジ、測定電流)、絶縁抵抗測定時の計測器(製作者、型式、測定電圧(メガオームテスタを用いる場合))を記入する。</p> <p><u>3. 4. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件を計算による方法で証明する場合には、計算書を添付すること。</u></p> <p>3. 5. 感電に対する保護に関する要件(5. 3.)において高電圧の消失(5. 3. 1.)の要件を選択する場合には、衝突後から交流 30V(実効値)以下または直流 60V 以下になるまでの電圧を示す波形図(横軸-時間、縦軸-電圧)を添付すること。</p> <p><u>3. 6. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件に関する試験を行った場合には、試験時の加速度の波形図を添付すること。</u></p> <p>付表 <u>1</u> Attached Table <u>1</u> 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護の試験記録及び成績 <u>(衝突試験)</u></p> <p>Protection of Occupants against Electrical Shock from Electric Vehicles, Hybrid Vehicles and Fuel Cell</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>Vehicles after Collision Test Data Record Form <u>(Vehicle)</u> (以下略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>TRIAS 17(2)-J111(3)-01</u> <u>電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (取付・強度)</u> <u>(別紙による)</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS <u>20</u>-J087-01 サンバイザの衝撃吸収試験 (以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 22-R017(<u>1</u>)-01 座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号 <u>(乗用等)</u>) 1.～3. (略) 付表 Attached Table 座席及び座席取付装置の試験記録及び成績 <u>(乗用等)</u></p> <p>Seats and Seat Anchorages Test Data Record Form <u>(Passenger vehicle, etc.)</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>TRIAS 22-R017(2)-01</u> <u>座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号 (貨物等))</u> <u>(別紙による)</u></p>		<p>Vehicles after Collision Test Data Record Form <u>(Collision Test)</u> (以下略)</p> <p><u>付表 2 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS <u>45</u>-J087-01 サンバイザの衝撃吸収試験 (以下略)</p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 22-R017-01 座席及び座席取付装置試験 (協定規則第 17 号) 1.～3. (略) 付表 <u>1</u> Attached Table <u>1</u> 座席及び座席取付装置の試験記録及び成績 <u>(専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える座席、乗車定員 10 人以上の自動車に備える運転席以外の座席、当該座席の取付装置、及びシートバック後面の衝撃吸収性)</u></p> <p>Seats and Seat Anchorages Test Data Record Form <u>(Seats, Seat Anchorages and Impact Absorption of Seatbacks Equipped in Motor Vehicles Exclusively Used for Carriage of Passengers (Limited to Those with a Riding Capacity of 9 Persons or Less and other than the driver's seat of the car seat with a Riding Capacity of more than 10 Persons))</u> (以下略)</p> <p><u>付表 2 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 99-017-02 電動機最高出力及び定格出力試験</p> <p>1. 総則 電動機最高出力試験及び電動機定格出力試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。</p> <p>2. 供試電動機及び制御装置 2.1～2.3 (略)</p> <p><u>2.4 巻線部位の温度計の取付け</u> <u>巻線のコイルエンド付近に 3 箇所以上 6 箇所以下の温度計を円周方向に適当に分布し、軸方向には温度が最高と思われる箇所に取り付ける。</u></p> <p>3. 試験条件</p> <p>3.1 電源 電源には、電動機の最高出力時及び定格出力時に制御装置の入力として必要な電力に対して、十分な電力の供給ができる出力容量をもつ直流定電圧電源を使用する。制御装置への入力印加電圧は車両での公称電池電圧とし、<u>各</u>付表に記入する。上記に規定する直流定電圧電源が、設備面の制約等で使用不可能な場合には、電池を使用してもよいものとする。</p> <p>3.2～3.5 (略)</p> <p><u>3.6 室温</u> <u>定格出力試験においては、電動機から 1～2m 隔たった箇所で電動機の床上高さのほぼ中央の地点の室温を測定する。温度計は直射日光、電動機の放射熱の影響の無いよう設置する。試験時の室温は、293～303K (20～30℃) を空調装置等を用いて維持する。試験開始時と終了時の室温を付表に記入する。単位はK又は℃で表示する。</u></p> <p><u>3.7 試験前電動機及び冷却液温度</u> <u>定格出力試験においては、試験開始前の電動機及び冷却液(液冷の場合)の温度は 293～303K (20～30℃) であること。</u></p>		<p>(略)</p> <p><u>TRIAS 99-003-01</u> <u>発進加速試験</u></p> <p>(略)</p> <p>TRIAS 99-017-01 電動機最高出力試験</p> <p>1. 総則 電動機最高出力試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。</p> <p>2. 供試電動機及び制御装置 2.1～2.3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 試験条件</p> <p>3.1 電源 電源には、電動機の最高出力時に制御装置の入力として必要な電力に対して、十分な電力の供給ができる出力容量をもつ直流定電圧電源を使用する。制御装置への入力印加電圧は車両での公称電池電圧とし、<u>付表 1 及び付表 2</u>に記入する。上記に規定する直流定電圧電源が、設備面の制約等で使用不可能な場合には、電池を使用してもよいものとする。</p> <p>3.2～3.5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p>4. (略)</p> <p>5. <u>電動機最高出力試験方法</u> 5.1 の運転方法によって供試電動機を運転し、5.2 の測定項目について測定する。</p> <p>5.1 (略)</p> <p>5.2 測定項目</p> <p>5.2.1～5.2.3 (略)</p> <p>5.2.4 供試電動機及び制御装置の温度 5.1 で規定される運転状態において、各試験回転速度での軸トルク測定と同時に巻線温度等を参考値として測定し、付表 <u>1-1</u> に記入する。</p> <p>5.2.5 室温及び冷却液 室温は、試験開始時及び終了時に測定する。冷却液温度（液例の場合）は試験開始時のみ測定し付表 <u>1-1</u> に記入する。</p> <p>6. <u>電動機軸出力</u> 計算式</p> <p>6.1 (略)</p> <p>7. <u>電動機出力</u> 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、付表 <u>1-1</u> の様式に記入する。</p> <p>7.1～7.2 (略)</p> <p>7.3 付表 <u>1-2</u> には供試電動機軸トルク、軸出力の関係を図示すること。</p> <p>8. <u>電動機定格出力試験方法</u> <u>この試験は、事前に自動車製造業者が指定する回転速度で測定する。試験に先立ち、公称電圧及び定格出力値を付表 2 に記入しておく。</u></p> <p>8.1 試験手順 <u>この試験は動力計又はトルク計及び回転速度計、温度計並びに電圧計を接続して行い、運転条件は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 動力吸収装置は十分暖機した後に実施する。</u></p> <p><u>(2) 定電圧電源の出力電圧を指定の電圧に合わせる。</u></p> <p><u>(3) 巻線温度を確認する。</u></p> <p><u>(4) 電動機を始動し、回転速度及び軸トルクを速やかに上昇させ、軸出力（定格値）を一定に保つ。</u></p> <p><u>(5) 回転速度は目標値の±1%又は±10min⁻¹{rpm}の大きい方の範囲内に設定する。</u></p> <p><u>(6) 軸出力が申請した定格出力値の±5%に収まるように軸トルクを調整する。</u></p>		<p>4. (略)</p> <p>5. <u>測定</u> 5.1 の運転方法によって供試電動機を運転し、5.2 の測定項目について測定する。</p> <p>5.1 (略)</p> <p>5.2 測定項目</p> <p>5.2.1～5.2.3 (略)</p> <p>5.2.4 供試電動機及び制御装置の温度 5.1 で規定される運転状態において、各試験回転速度での軸トルク測定と同時に巻線温度等を参考値として測定し、付表 <u>1</u> に記入する。</p> <p>5.2.5 室温及び冷却液 室温は、試験開始時及び終了時に測定する。冷却液温度（液例の場合）は試験開始時のみ測定し付表 <u>1</u> に記入する。</p> <p>6. 計算式</p> <p>6.1 (略)</p> <p>7. 試験記録及び成績 試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。</p> <p>7.1～7.2 (略)</p> <p>7.3 付表 <u>2</u> には供試電動機軸トルク、軸出力の関係を図示すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p><u>(7) 冷却系は、車両仕様の冷却装置を用い以下の運転条件とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>冷却装置の制御はメーカ指定による</u> ・ <u>冷却装置の吸入側の温度は 293~303K (20~30℃) とする。(冷却装置の吸入側の温度は、空冷の場合は室温を、液冷の場合は冷却装置直前の吸入空気温度を意味する)</u> ・ <u>車速相当の走行風による冷却はなしとする。</u> <p><u>(8) 上記軸出力状態を維持し、出力値設定完了後から 1 時間の温度上昇値を確認する。</u></p> <p><u>8.2 測定項目</u> この試験で測定を行う項目は次のとおりとし、その記録は付表 2 に記入する。</p> <p><u>(1) 試験の始めと終わりに測定するもの</u> 室温・冷却液温度 (液冷の場合)・巻線温度・電圧・軸出力・試験開始及び終了時刻。但し冷却液温度 (液冷の場合) は試験開始時のみでよい。</p> <p><u>(2) 試験の時間経過で測定するもの</u> 軸出力・巻線温度・電圧。なお、振動、音響、液漏れ等の運転状況を観察し、記録する。 測定時間刻み (開始時、5 分後、10 分後、20 分後、30 分後、45 分後、50 分後、55 分後、60 分後)</p> <p><u>(3) その他</u> 巻線温度以外の条件で定格出力が決まる場合、付表 2 の 2. 試験成績のその他の欄に部位名と試験結果を記載すること。</p> <p><u>8.3 温度測定方法</u> 巻線温度の測定は埋込温度計法とする。</p> <p><u>9. 電動機軸出力計算式</u></p> <p><u>9.1 供試電動機の軸出力</u> 電動機の軸出力は、下式によって算出する。</p> $P = \frac{2\pi \times T \times N}{60 \times 1000}$ <p>ここに、<u>P : 電動機軸出力 (kW)</u> <u>T : 電動機軸トルク (Nm)</u> <u>N : 電動機回転速度 (min^{-1}) 又は (rpm)</u></p> <p><u>10. 電動機定格出力試験記録及び成績</u></p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)																											
<p><u>試験記録及び成績は、付表 2 の様式に記入する。</u></p> <p><u>10.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。また、使用しない単位については二重線で消すこと。</u></p> <p><u>10.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。</u></p> <p><u>11. 電動機定格出力試験判定基準</u> <u>試験結果による温度上昇値 (60 分後の巻線温度－試験開始時の巻線温度) のうち、全測定点の最大値が下表に定める温度上昇限度の+5K (5℃) 以内にあり、8. であらかじめ記載していた値を満足していることとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="152 592 775 783"> <thead> <tr> <th>耐熱クラス</th> <th>A</th> <th>E</th> <th>B</th> <th>F</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度上昇限度</td> <td><u>65</u> (65)</td> <td><u>80</u> (80)</td> <td><u>85</u> (85)</td> <td><u>110</u> (110)</td> <td><u>130</u> (130)</td> </tr> <tr> <td>参考許容最高温度</td> <td><u>378</u> (105)</td> <td><u>393</u> (120)</td> <td><u>403</u> (130)</td> <td><u>428</u> (155)</td> <td><u>453</u> (180)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="490 815 775 978"> <tbody> <tr> <td><u>200</u></td> <td><u>220</u></td> <td><u>250</u></td> </tr> <tr> <td><u>150</u> (150)</td> <td><u>165</u> (165)</td> <td><u>195</u> (195)</td> </tr> <tr> <td><u>473</u> (200)</td> <td><u>493</u> (220)</td> <td><u>523</u> (250)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">単位 K (°C)</p> <p>付表 <u>1-1</u> (略) 付表 <u>1-2</u> (略) 付表 <u>2</u> <u>電動機定格出力の試験記録及び成績</u> ※TRIAS 99-018-01 付表と同じ</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	耐熱クラス	A	E	B	F	H	温度上昇限度	<u>65</u> (65)	<u>80</u> (80)	<u>85</u> (85)	<u>110</u> (110)	<u>130</u> (130)	参考許容最高温度	<u>378</u> (105)	<u>393</u> (120)	<u>403</u> (130)	<u>428</u> (155)	<u>453</u> (180)	<u>200</u>	<u>220</u>	<u>250</u>	<u>150</u> (150)	<u>165</u> (165)	<u>195</u> (195)	<u>473</u> (200)	<u>493</u> (220)	<u>523</u> (250)		<p><u>(新設)</u></p> <p>付表 <u>1</u> (略) 付表 <u>2</u> (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>TRIAS 99-018-01</u> <u>電動機定格出力試験</u></p> <p><u>TRIAS 99-019-01</u> <u>原動機の内径・行程測定試験</u></p> <p>(略)</p>
耐熱クラス	A	E	B	F	H																								
温度上昇限度	<u>65</u> (65)	<u>80</u> (80)	<u>85</u> (85)	<u>110</u> (110)	<u>130</u> (130)																								
参考許容最高温度	<u>378</u> (105)	<u>393</u> (120)	<u>403</u> (130)	<u>428</u> (155)	<u>453</u> (180)																								
<u>200</u>	<u>220</u>	<u>250</u>																											
<u>150</u> (150)	<u>165</u> (165)	<u>195</u> (195)																											
<u>473</u> (200)	<u>493</u> (220)	<u>523</u> (250)																											

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>別添 2 (4-13 関係) 新規検査等事前書面審査要領</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>第 1 号様式 (その 1) (別添 2 の 4.1. 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(略)</p> <p><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>第 1 号様式 (その 2) ～第 4 号様式 (略)</p> <p>第 5 号様式 (別添 2 の 5.3. (1) 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(略)</p> <p><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>第 6 号様式～第 6-3 号様式 (略)</p> <p>別表第 1 (略)</p>	<p>別添 2 (4-13 関係) 新規検査等事前書面審査要領</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>第 1 号様式 (その 1) (別添 2 の 4.1. 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(略)</p> <p><u>自動車検査独立行政法人</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>第 1 号様式 (その 2) ～第 4 号様式 (略)</p> <p>第 5 号様式 (別添 2 の 5.3. (1) 関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(略)</p> <p><u>自動車検査独立行政法人</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>第 6 号様式～第 6-3 号様式 (略)</p> <p>別表第 1 (略)</p>	<p>---</p>
<p>別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. ～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. (略)</p> <p>6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。</p> <p>① 技術基準等適合証明書照会台帳 (第 11 号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第 12 号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、管轄する</p>	<p>別添 3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. ～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. (略)</p> <p>6.12.2. 技術基準等適合証明書 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、次により本部に照会のうえ判断するものとする。 なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。</p> <p>① 技術基準等適合証明書照会台帳 (第 11 号様式とする。) に必要事項を記入し、技術基準等適合証明書の真正性判定照会書 (第 12 号様式とする。) 及び当該技術基準等適合証明書の写しを、管轄する</p>	<p>---</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)	廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)	廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)
<p><u>地方</u>検査部（宮古事務所及び八重山事務所にあつては、沖縄事務所）を経由して本部に照会するものとする。</p> <p>② 本部又は<u>地方</u>検査部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 12 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。</p> <p>6. 12. 3. 試験成績書</p> <p>(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本（又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの）であること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>別表 2「外国の試験機関」</u>に定める<u>外国の試験機関</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 原則、<u>別添 1「試験規程」</u>に規定されている試験成績書の様式であつて、試験計測データが記載されているものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>別表 2「外国の試験機関」</u>に定める<u>外国の試験機関</u>が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は別表第 1 に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2) の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p> <p>なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、(3) から (6) の規定を準用する。</p> <p>6. 13. ～6. 15. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 7 号様式 (略)</p> <p>第 8 号様式 (別添 3 の 4. 3. (1) 関係)</p> <p>(略)</p>	<p>検査部（宮古事務所及び八重山事務所にあつては、沖縄事務所）を経由して本部に照会するものとする。</p> <p>② 本部又は検査部は、署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された第 12 号様式に判定結果等を記入し事務所等に返付するものとする。</p> <p>6. 12. 3. 試験成績書</p> <p>(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本（又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの）であること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>交通安全環境研究所審査事務規程別表 2</u>に定める機関</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 原則、<u>交通安全環境研究所審査事務規程別添の試験規程</u>に規定されている試験成績書の様式であつて、試験計測データが記載されているものであること。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>交通安全環境研究所審査事務規程別表 2</u>に定める機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は別表第 1 に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2) の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p> <p>なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、(3) から (6) の規定を準用する。</p> <p>6. 13. ～6. 15. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1～別表第 3 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 7 号様式 (略)</p> <p>第 8 号様式 (別添 3 の 4. 3. (1) 関係)</p> <p>(略)</p>	

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>																																																																																
<p><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</p>	<p><u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</p>																																																																																	
<p>第 9 号様式～第 10 号様式 (略) 第 11 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係) 技術基準等適合証明書照会台帳</p>	<p>第 9 号様式～第 10 号様式 (略) 第 11 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係) 技術基準等適合証明書照会台帳</p>																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>照会番号</td> <td>(略)</td> <td>判定者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>地方</u>検査部 本部</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	照会番号	(略)	判定者	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)	<table border="1"> <tr> <td><u>検査部・事務所</u> 照会番号</td> <td>(略)</td> <td>判定者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>検査部 本部</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	<u>検査部・事務所</u> 照会番号	(略)	判定者	(略)	(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																	
照会番号	(略)	判定者	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	<u>地方</u> 検査部 本部	(略)																																																																															
<u>検査部・事務所</u> 照会番号	(略)	判定者	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
(略)	(略)	検査部 本部	(略)																																																																															
<p>※ 照会番号中___部分には<u>地方</u>検査部又は<u>地方</u>事務所名を記載する。(略) 第 12 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係) (<u>地方</u>検査部・<u>地方</u>事務所用)</p>	<p>※ 照会番号中___部分には検査部又は事務所名を記載する。(略) 第 12 号様式 (別添 3 の 6.12.2. (4) 関係) (検査部・事務所用)</p>																																																																																	
<p><u>本部検査部検査課</u> 殿 (中略)</p>	<p><u>本部業務部業務課</u> 殿 (中略)</p>																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">真正性の判定結果通知欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>判定者</td> <td><input type="checkbox"/> <u>地方</u>検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部検査部検査課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	真正性の判定結果通知欄		(略)		判定者	<input type="checkbox"/> <u>地方</u> 検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部検査部検査課</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">真正性の判定結果通知欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>判定者</td> <td><input type="checkbox"/> 検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部業務部業務課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	真正性の判定結果通知欄		(略)		判定者	<input type="checkbox"/> 検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部業務部業務課</u>	(略)																																																																		
真正性の判定結果通知欄																																																																																		
(略)																																																																																		
判定者	<input type="checkbox"/> <u>地方</u> 検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部検査部検査課</u>																																																																																	
(略)																																																																																		
真正性の判定結果通知欄																																																																																		
(略)																																																																																		
判定者	<input type="checkbox"/> 検査部 ・ <input type="checkbox"/> <u>本部業務部業務課</u>																																																																																	
(略)																																																																																		
<p>通信欄 (略)</p>	<p>通信欄 (略) <u>自動車検査独立行政人</u></p>																																																																																	

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>本部検査部検査課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		<u>本部検査部検査課</u>	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>本部業務部業務課</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		<u>本部業務部業務課</u>	(略)						
	<u>本部検査部検査課</u>													
(略)														
	<u>本部業務部業務課</u>													
(略)														
<p>※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。 なお、<u>本部検査部検査課</u>又は<u>地方</u>検査部において真正性の判定を行った場合には、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。 第 13 号様式～第 18 号様式 (略)</p>	<p>※ この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。 なお、<u>本部業務課</u>又は検査部において真正性の判定を行った場合には、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。 第 13 号様式～第 18 号様式 (略)</p>													
<p>別添 4 (4-15 関係) 改造自動車審査要領</p>	<p>別添 4 (4-15 関係) 改造自動車審査要領</p>													
<p>1. ～3. (略) 4. 届出書等 4. 1. (略) 4. 2. 届出書等の提出方法 (1) 本則 4-15 (2) で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ① 別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、<u>地方</u>検査部とする。 ア～オ (略) ② ①以外のものにかかる届出書等については、<u>地方</u>検査部又は<u>地方</u>事務所とする。 ③ ①と②が混在する届出書等については、<u>地方</u>検査部とする。 (2) ～ (4) (略) 5. ～11. (略) 別表第 1～別表第 4 (略) 第 1 号様式 (表面) (別添 4 の 4. 1. 関係)</p>	<p>1. ～3. (略) 4. 届出書等 4. 1. (略) 4. 2. 届出書等の提出方法 (1) 本則 4-15 (2) で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。 ① 別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、検査部とする。 ア～オ (略) ② ①以外のものにかかる届出書等については、検査部又は事務所とする。 ③ ①と②が混在する届出書等については、検査部とする。 (2) ～ (4) (略) 5. ～11. (略) 別表第 1～別表第 4 (略) 第 1 号様式 (表面) (別添 4 の 4. 1. 関係)</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	<u>独立行政法人自動車技術総合機構</u>		(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>自動車検査独立行政法人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	<u>自動車検査独立行政法人</u>		(略)		
	(略)													
<u>独立行政法人自動車技術総合機構</u>														
(略)														
	(略)													
<u>自動車検査独立行政法人</u>														
(略)														
<p>第 1 号様式 (裏面) ～第 4 号様式 (略) 第 5 号様式 (別添 4 の 4. 2. (2) 関係) (略) <u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略) 第 6 号様式 (別添 4 の 5. 3. (1) 関係)</p>	<p>第 1 号様式 (裏面) ～第 4 号様式 (略) 第 5 号様式 (別添 4 の 4. 2. (2) 関係) (略) <u>自動車検査独立行政法人</u> (略) 第 6 号様式 (別添 4 の 5. 3. (1) 関係)</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)									
	(略)													
	(略)													

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p><u>独立行政法人自動車技術総合機構</u> (略)</p>	<p><u>自動車検査独立行政法人</u> (略)</p>	
<p>別添 5 (4-23 関係) 出張検査実施要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 出張検査の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 出張検査は、出張検査場を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が実施するものとする。 ただし、効率的に業務を実施する観点から、出張検査場を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等以外の事務所等が出張検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。 この場合において、出張検査を実施する事務所等は、予め管轄する<u>地方</u>検査部の長又は<u>本部検査部</u>の長 (<u>地方検査部の管轄範囲</u>を超えて実施する場合に限る。)の了解を得るものとする。</p> <p>5. <u>自動車機構</u>のみで実施する出張検査の取扱い (1) <u>自動車機構</u>のみで出張検査を実施する場合は、出張検査当日までに運輸支局等から必要な書面等を受領するものとする。 (2) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>別添 5 (4-23 関係) 出張検査実施要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 出張検査の実施 (1) (略)</p> <p>(2) 出張検査は、出張検査場を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が実施するものとする。 ただし、効率的に業務を実施する観点から、出張検査場を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等以外の事務所等が出張検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。 この場合において、出張検査を実施する事務所等は、予め管轄する検査部の長又は<u>本部業務部</u>の長 (検査部を超えて実施する場合に限る。)の了解を得るものとする。</p> <p>5. <u>自動車検査法人</u>のみで実施する出張検査の取扱い (1) <u>自動車検査法人</u>のみで出張検査を実施する場合は、出張検査当日までに運輸支局等から必要な書面等を受領するものとする。 (2) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>---</p>
<p>別添 6 (4-24 関係) 街頭検査等実施要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 街頭検査の実施体制 (1) 街頭検査は、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が主体となって実施するものとする。 ただし、能率的な業務を実施する観点から、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等以外の事務所等が街頭検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。 この場合において、街頭検査を実施する事務所等は、</p>	<p>別添 6 (4-24 関係) 街頭検査等実施要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 街頭検査の実施体制 (1) 街頭検査は、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が主体となって実施するものとする。 ただし、能率的な業務を実施する観点から、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等以外の事務所等が街頭検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。 この場合において、街頭検査を実施する事務所等は、</p>	<p>---</p>

<p>制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</p>	<p>廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)</p>	<p>廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)</p>
<p>予め管轄する<u>地方</u>検査部の長又は<u>本部検査部</u>の長 (<u>地方検査部の管轄範囲</u>を超えて実施する場合に限る。)の了解を得るものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添 7～別添 15 (略)</p> <p>別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領</p> <p>1. 業務量統計システム</p> <p>(1) 2. (1) から (13) に掲げる報告事項は、<u>自動車機構</u>が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 街頭検査実施結果</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>自動車機構</u>、国土交通省、警察、その他出動した人員数</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 審査施設等現況</p> <p>① <u>事務所等</u>の位置図及び所在地</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>事務所等</u>及び周囲の環境</p> <p>④ <u>事務所等</u>の審査施設の設置経緯</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 出張検査場の番号、名称、所在地、施設の所有者、用地の所有者、維持運営団体名及び所在地、指定年月日、本場からの行程距離及び道路距離、本場以外の最寄りの運輸支局等又は出張検査場からの道路距離、用地面積、<u>事務所等</u>及び検査場の建物面積、検査機器の所有者及び配置</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>3. 報告方法</p>	<p>予め管轄する検査部の長又は<u>本部業務部</u>の長 (検査部を超えて実施する場合に限る。)の了解を得るものとする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4. ～8. (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添 7～別添 15 (略)</p> <p>別添 16 (11-1 関係) 業務量統計システム報告要領</p> <p>1. 業務量統計システム</p> <p>(1) 2. (1) から (13) に掲げる報告事項は、<u>自動車検査法人</u>が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 街頭検査実施結果</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>自動車検査法人</u>、国土交通省、警察、その他出動した人員数</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 審査施設等現況</p> <p>① <u>事務所</u>の位置図及び所在地</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>事務所</u>及び周囲の環境</p> <p>④ <u>事務所</u>審査施設の設置経緯</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 出張検査場の番号、名称、所在地、施設の所有者、用地の所有者、維持運営団体名及び所在地、指定年月日、本場からの行程距離及び道路距離、本場以外の最寄りの運輸支局等又は出張検査場からの道路距離、用地面積、<u>事務所</u>及び検査場の建物面積、検査機器の所有者及び配置</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>3. 報告方法</p>	<p>---</p> <p>---</p>

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)				廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)				廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)			
(1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。				(1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。							
報告事項	報告者	報告先	(略)	報告事項	報告者	報告先	(略)	報告事項	報告者	報告先	(略)
検査コースの稼働状況	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	検査コースの稼働状況	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	検査コースの稼働状況	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
街頭検査実施結果	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	街頭検査実施結果	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	街頭検査実施結果	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
並行輸入自動車届出実績	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	並行輸入自動車届出実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	並行輸入自動車届出実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
改造自動車届出実績	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	改造自動車届出実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	改造自動車届出実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
審査機器定期点検記録表	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部施設課	(略)	審査機器定期点検記録表	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)	審査機器定期点検記録表	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)
審査機器整備記録表	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部施設課	(略)	審査機器整備記録表	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)	審査機器整備記録表	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)
車両不具合原因調査実績	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	車両不具合原因調査実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	車両不具合原因調査実績	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
車両不具合情報	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	車両不具合情報	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	車両不具合情報	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)
不当要求・トラブル事例	地方検査部検査課又は地方事務所	本部内部監査室	(略)	不当要求・トラブル事例	検査課長又は事務所長	本部企画部調査課長	(略)	不当要求・トラブル事例	検査課長又は事務所長	本部企画部調査課長	(略)
審査機器管理台帳	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部施設課	(略)	審査機器管理台帳	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)	審査機器管理台帳	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)
審査施設等現況	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部施設課	(略)	審査施設等現況	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)	審査施設等現況	検査課長又は事務所長	本部業務部技術課長	(略)
不受理等リスト登録	地方検査部検査課又は地方事務所	本部検査部検査課	(略)	不受理等リスト登録	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)	不受理等リスト登録	検査課長又は事務所長	本部業務部業務課長	(略)

制定：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)				廃止：自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号)				廃止：独立行政法人交通安全環境研究所審査事務規程 (平成 13 年 4 月 1 日研究所規程第 2 号)			
画像照合端末による二次架装等確認記録表	事務所 <u>地方検査部検査課</u> 又は <u>地方事務所</u>	本部 <u>検査部検査課</u>	(略)	画像照合端末による二次架装等確認記録表	検査課長又は事務所長	本部 <u>業務部業務課長</u>	(略)				
(2) (略)				(2) (略)							
4. (略)				4. (略)							
<u>附則 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)</u> <u>1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2. 自動車検査独立行政法人審査事務規程 (平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号) は、廃止する。</u> <u>3. 様式 7 による自動車検査票 1 は、この規程の施行の日以後、当分の間、前項の規定による廃止前の自動車検査独立行政法人審査事務規程 (以下「旧規程」という。) 様式 8 による自動車検査票 1 とすることができる。</u> <u>4. 別添 2 の第 1 号様式及び第 5 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 2 の第 1 号様式及び第 5 号様式とすることができる。</u> <u>5. 別添 3 の第 8 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 3 の第 8 号様式とすることができる。</u> <u>6. 別添 4 の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 4 の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式とすることができる。</u> <u>7. 3. ～6. において、様式中「自動車検査独立行政法人」とあるのは、「独立行政法人自動車技術総合機構」と読み替えるものとする。</u>				---				---			

TRIAS 15-R034(2)-01

自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））

1. 総則

燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止の試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 34 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定等の取扱い

2.1 試験自動車重量

整数位までとする。

2.2 燃料タンクの容量

タンク毎の容量を「+」の記号を間に入れ記入する。

記入値は小数第1位以下を切り捨て整数位までとする。ただし、容量が10L未満のものにあつては小数第2位以下を切り捨て小数第1位までとする。

2.3 衝突速度

小数第2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。

2.4 中心ずれ

1mm 単位の整数位までとする。

2.5 代用液体の性状

小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。

2.6 燃料漏れ量

小数第 1 位を四捨五入し、整数位までとする。

3. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

3.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

3.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

Attached Table

自動車用燃料タンク試験の試験記録及び成績 (車両)
 Fuel Leakage Test Collision Test Record Form (Vehicle)
 協定規則第34号

Regulation No. 34 of the 1958 Agreement of the United Nations Economic Commission for Europe

試験期日 : 年 月 日 試験担当者 :
 Test date : Y M D Tested by :
 試験場所 :
 Test site :

1. 試験自動車

Test Vehicle

車名

Make :

型式

Type :

類別

Variant :

車台番号

Chassis No. :

原動機の型式 内燃機関

Type of Engine Internal combustion engine :

電動機

Motor :

燃料の種類

Kind of fuel :

燃料タンクの容量

Capacity of fuel tank :

L

試験自動車重量

Test vehicle weight :

kg

改訂番号

Series No. :

補足改訂番号

Supplement No. :

附則4 後面衝突試験

Annex4 Rear-end collision test

衝突速度

Collision speed

50±2km/h :

km/h

中心ずれ量

Deviation

≤300mm :

mm

使用した代用液体

Substitute fluid used

名称

Nomenclature :

粘性

Viscosity :

比重

Specific gravity :

要件(Requirements)		適合性
Paragraph	Contents	Conformity
9.2.	衝突後に燃料設備から継続的に液体が漏れる場合、漏れ率は、30 g/分を超えないものとする。燃料設備から出た液体が他のシステムの液体と混ざってしまう場合に、これらの液体を容易に分離および識別することができないときは、すべての回収された液体によって継続的な漏出量を評価するものとする。 If there is continuous leakage in the fuel installation after the collision, the rate-of leakage shall not exceed 30 g/min; if the liquid from the fuel installation mixes with liquids from the other systems, and if the several liquids cannot be easily separated and identified, the continuous leakage shall be evaluated from all the fluids collected	適 / 否 Pass / Fail
9.3.	燃料の燃焼による火災が起こらないものとする。 No fire maintained by the fuel shall occur.	適 / 否 Pass / Fail
9.4.	衝突中、衝突後にバッテリーはその固定具によって所定位置に保持されるものとする。 During and after the impacts, the battery shall be kept in position by its securing device.	適 / 否 Pass / Fail

燃料漏れが有る場合には、次表に必要事項を記入すること

If fuel leakage should occur, make necessary entries in the table below.

燃料漏れ箇所 Fuel leaking point	合計漏れ量 (g) total Amount of leakage	測定時間 (min)	基準値 ≤30 g/min
1			
2	g	min	g/min

燃料系の概略説明図(燃料漏れ箇所があった場合のみ記入すること。)

Brief description diagram of fuel system (This entry is required only for cases where fuel leakage occurs.)

説明図

8. 液体燃料タンクの取付に関する要件

Requirements for the installation of liquid fuel tanks

要件(Requirements)		適合性
Paragraph	Contents	Conformity
8.1.2.	<p>燃料設備の構成部品は、地上の障害物に接触する恐れに備えてフレームまたは車体の部品によって適切な保護がなされているものとする。 このような保護は、車両の下の当該構成部品が、その前方にあるフレームまたは車体の部品よりも地面から離れた位置にある場合には、不要とする。</p> <p>The components of the fuel installation shall be adequately protected by parts of the frame or bodywork against contact with possible obstacles on the ground. Such protection shall not be required if the components beneath the vehicle are further from the ground than the part of the frame or bodywork in front of them.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail 該当無し N/A</p>
8.1.3.	<p>燃料設備のパイプおよびその他一切の部品は、車両上で可能な限り最大に保護された位置に収容するものとする。ねじれや屈曲および車両の構造または駆動装置の振動によって、燃料設備の構成部品が摩擦、圧縮またはその他の異常な応力にさらされないものとする。</p> <p>The pipes and all other parts of the fuel installation shall be accommodated on the vehicle at sites protected to the fullest possible extent. Twisting and bending movements, and vibrations of the vehicle's structure or drive unit, shall not subject the components of the fuel installation to friction, compression or any other abnormal stress.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail</p>
8.1.4.	<p>燃料設備の構成部品の剛体部品とたわみ性または柔軟性のあるパイプとの接続は、ねじれや屈曲および車両の構造または駆動装置の振動にかかわらず、様々な車両使用条件においても漏れが生じないような設計および構造であるものとする。</p> <p>The connections of pliable or flexible pipes with rigid parts of components of the fuel installation shall be so designed and constructed as to remain leak-proof under the various conditions of use of the vehicle, despite twisting and bending movements and despite vibrations of the vehicle's structure or drive unit.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail</p>
8.1.5.	<p>給油口が車両の側面にある場合、給油キャップは、閉じたときに車体の隣接面よりも突出しないものとする。</p> <p>If the filler hole is situated on the side of the vehicle, the filler cap shall not, when closed, project beyond the adjacent surfaces of the bodywork.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail</p>
8.2.1.	<p>電線は、中空の構成部品の中に収容されたものを除き、当該電線が接続される場所の近くの車両の構造または壁または仕切りに固定するものとする。電線が壁または仕切りを貫通するポイントは、絶縁が切断されることのないように十分に保護されるものとする。</p> <p>Electric wires other than wires accommodated in hollow components shall be attached to the vehicle's structure or walls or partitions near which they lead. The points at which they pass through walls or partitions shall be satisfactorily protected to prevent cutting of the insulation.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail</p>
8.2.2.	<p>電気装置は、その構成部品がさらされる腐食現象に耐えることができるような設計、構造および取り付けを行うものとする。</p> <p>The electrical installation shall be so designed, constructed and fitted that its components are able to resist the corrosion phenomena to which they are exposed.</p>	<p>適 / 否 Pass / Fail</p>

備考

Remarks

電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の 高電圧からの乗員保護試験（取付・強度）

1. 総則

電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）別添「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

- 2.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 2.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 2.3. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件を計算による方法で証明する場合には、計算書を添付すること。
- 2.4. 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件に関する試験を行った場合には、試験時の加速度の波形図を添付すること。

付表
Attached Table

電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の
衝突後の高電圧からの乗員保護の試験記録及び成績(取付・強度)
Protection of Occupants against Electrical Shock from Electric Vehicles, Hybrid Vehicles
and Fuel Cell Vehicles after Collision Test Data Record Form
(Requirements for Attachment position of power train battery package and electric circuit,
strength of attachment section of power train battery)

試験期日 : 年 月 日 試験場所 : 試験担当者 :
Test date : _____ Y. _____ M. _____ D. Test site : _____ Tested by : _____

1. 試験自動車
Test vehicle

車名 : 型式 : 類別 :
Make : _____ Type : _____ Variant : _____

車台番号 :
Chassis No. : _____

原動機の型式 内燃機関 電動機
Type of Engine Internal combustion engine : _____ Motor : _____

主電池(駆動用蓄電池) 種類 : 型式 :
Main battery (Propulsion battery) Kind : _____ Type : _____

充電装置形式 :
Type of charge : _____

2. 試験成績
Test results

- (1) 駆動用蓄電池パック及び電気回路の取付位置に関する要件(6.)
Requirement for Attachment position of power train battery package and electric circuit

測定基準位置 Standard measurement position	基準 Criteria	判定 Determination
車両前端部 からの距離(6.1.) Distance from vehicle front edge(6.1.)	水平距離420mm以上又は地上高800mm超 Horizontal distance not less than 420mm or ground height more than 800mm	適 ・ 否 Pass / Fail
車両後端部 からの距離(6.2.) Distance from vehicle rear edge(6.2.)	水平距離300mm以上又は地上高800mm超 Horizontal distance not less than 300mm or ground height more than 800mm	適 ・ 否 Pass / Fail

- (2) 駆動用蓄電池パック取付部の強度に関する要件(7.)
Requirement for strength of attachment section of power train battery

- (a) 車両中心線に平行な方向の加速度に対する強度(7.1.)
Strength of acceleration in the direction parallel to the vehicle center line

取付位置 Attachment position	加速度方向 Direction of acceleration	試験加速度 [m/s ²] Examination acceleration [m/s ²]	破断の有無 Presence of rupture
			有り ・ 無し Yes / No
			有り ・ 無し Yes / No

- (b) 車両中心線と直行する方向の加速度に対する強度(7.1.)
Strength of acceleration in orthogonal direction with vehicle center line

取付位置 Attachment position	加速度方向 Direction of acceleration	試験加速度 [m/s ²] Examination acceleration [m/s ²]	破断の有無 Presence of rupture
			有り・無し Yes / No
			有り・無し Yes / No

備考

Remarks

座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（貨物等））

1. 総則

座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号）の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 17 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

2.1. 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

2.2. 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

